

第七十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第九号

昭和四十八年三月九日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君
理事 谷川 和穂君 理事 福永 健司君
理事 古屋 亨君 理事 稲葉 誠一君
理事 横山 利秋君 理事 青柳 盛雄君
理事 植木庚子郎君 住 榮作君
千葉 三郎君 羽田野忠文君
早川 崇君 三池 信君
保岡 興治君 日野 吉夫君
正森 成二君 沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君
法務大臣官房副長 味村 治君
法制調査部長 治君
法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

最高裁判所事務総長 安村 和雄君
最高裁判所事務総局総務局長 田宮 重男君
最高裁判所事務総局民事局長 矢口 洪一君
最高裁判所事務総局刑事局長 大内 恒夫君
最高裁判所事務総局民事局長 西村 宏一君
最高裁判所事務総局刑事局長 牧 圭次君
法務委員会調査室長 松本 卓矣君

委員の異動
三月 八日

第一類 第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十八年三月九日

辞任 補欠選任
住 榮作君 野田 卯一君
羽田野忠文君 北澤 直吉君
保岡 興治君 難尾 弘吉君

同日 補欠選任
北澤 直吉君 羽田野忠文君
難尾 弘吉君 保岡 興治君
野田 卯一君 住 榮作君

三月 七日
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第八二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出 第八二号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。
おはかりいたします。

本日、最高裁判所安村事務総長、田宮総務局長、矢口民事局長、大内刑事局長、西村民事局長及び牧刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと認める者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中垣委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取

いたします。田中法務大臣。

刑事補償法の一部を改正する法律案
刑事補償法の一部を改正する法律案
刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千三百円」を「二千二百円」に改め、同条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理 由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(伊)國務大臣 刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和四十三年の改正によつて、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体拘束を受けていた場合については、拘束一日につき六百円以上千三百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合については三百万円とされているのでありますが、最近における経済事情にかんがみ、これを引き上げることが相当と認められますので、この法律案は、右の上限額である千三百円を二千二百円に、三百万円を五百万円に引き上げ、いわゆる冤罪者に対する補償の改善をはかる

うとするものであります。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○中垣委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○横山委員 資料の要求があります。

いま提案されました法律案につきまして、政府側に次の資料を御提出願いたい。六つくらいござい

ます。

一つは、被疑者補償規程の約五カ年間の実績、これを原因別、金額別にわかりやすいものをいただきたい。

その次は、この補償法の実績、約五カ年くらい、これもまた内容別にわかりやすい資料をいただきたい。

それから、この間私算の分科会で指摘をしたのですが、犯罪白書の最近のもの、不起訴の中にいわゆる嫌疑なしというものが出ておりませんが、聞きましたところ、それはわかつておるとい

うことだそうでありましたから、犯罪白書の不起訴の統計の中における嫌疑なしという事案が約五年間どのくらいの数字でどういふものがあるか、

わかりやすいものをいただきたい。

それから同じく、無罪になりました裁判の訴因別の統計を五カ年くらいいただきたい。

それから日本ではまだ例がないようであります

が、世界における誤って死刑に処した者の実績を最近の——最近といいますが、著名なものをひとついただきたいと思います。

それからあわせて次の機会に質問したいと思

いますから御調査をお願いしたいと思います。であります

が、先日新聞で学校の先生が誤って逮捕されて警察が

先生の事案はどういうことであつたか、一体どうなさつたのか、御調査を願ひたいと思ひます。あわせて愛知県における名大事件、学校の生徒が誤って逮捕されて県会で四、五十万円の補正予算を組んでおわびをした事案がございしますが、それを詳細にひとつづつ資料として提出をしていただきたい。さしあたり以上の資料の提出をお願いいたします。

○田中(伊)國務大臣 承知いたしました。

○中垣委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。青柳盛雄君。

○青柳委員 最高裁判所に尋ねをいたします。司法研修所に弁護士とあるのがおられるのですが、弁護士の方から選任される教官のことをどのように呼んでいるのでありますけれども、これは現在二十名、民事関係が十名、刑事関係が十名というように二十名の方が常時任命されておるようであります。任命するまでのその手続はどうなっておりますか、それをまずお尋ねしたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 弁護士は青柳委員御指摘のように二十名おられるわけでございますが、その任命の形式は司法研修所規則の第二条が囑託するということばを使っておりますので、発令をいたしますというふうにはいたしておるわけでございます。任期は大体三年を原則として運用いたしておりますが、これは事実上三年というところで御交代をいただいておりますという実情でございます。司法研修所の弁護士を委嘱するにあたりましては、日本弁護士連合会に必要教員人員の倍数の御推薦をいただきまして、その中から最高裁判所が必要な教員に事務を委嘱しておるということに相なっております。

○青柳委員 日本弁護士連合会に必要な数の倍数を推薦依頼するということでございますが、いつ

ごろからこの倍数を推薦依頼するようになったのでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 正確な日時はちよつと記憶いたしておりませんが、相当前からそういうふうな扱いになったというふうに承知いたしております。

○青柳委員 少なくとも最初のうちは必要な数だけ、いわゆる倍率というように必要以上の数を推薦してくれということではなかったやうでございますが、その倍率にしてくれということにした根拠はどこにあるのでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいま任命の形式で申し上げましたが、元来司法研修所の教官は裁判所教官ということで常勤の教官であることが原則でございます。裁判所法に規定されておることでございます。問題は憲野法曹の方々に教官を、そのような完全な常勤の国家公務員という形をお願いをいたしますと、現在の規定上は弁護士の登録を取り消していただく必要とそういう教官の任命ができないという規定になっておるわけでございます。そこで、りっぱな先生方に教官においていただくというのを考えますが、そのような教官方はすでに事務所をお持ちでございます。いろいろ事件を取り扱いになっておりますので、一度弁護士の登録を取り消していただかなければいけないということを申し上げます。どうしても来ていただくということができないというふうな状況にあるわけでございます。そこでそのような実情を勘案いたしまして、現実の問題といたしましては、弁護士の登録をなさったまま事実上どの程度お仕事をなさるのか、これは研修所のほうがお忙しゅうございしますからわかりませんが、ともかくも弁護士の登録をいたしたまま、事務所を維持されたまま教官にいたいただくというところで現在の委嘱というふうな形でやることが行なわれたわけでございます。そういうわけでございしますので、実務法律の形の上では非常勤の研修所教官ということに相なるかと思ひますが、その実質は実質はできるだけ研修所の仕

事をなさつていただく、実質においては常勤と同じお仕事をなさつていただくというふうに考えておるものでございします。また来ていただく先生方にもしていただくようなおつもりで常時研修所においていただく修習生のめんどろを見ていただくという体制をおとりいただいております。といたしまして、一般に委員会等がございまして、その委員会の委員に学識経験者とかそういうような形でお入りいただく、そういう方はいわばほんとうの非常勤でございます。弁護士教官に限れば形は非常勤でございますけれども、実質は常勤的な教官、常勤の教官であるというように相なるわけでございます。そういう方の任命につきましては、これは最高裁判所が適当と思はれる広い範囲から任命するというのが原則でございます。最適任者を得るというのが原則でございます。しかし弁護士会に對しまして適任者の御推薦をいただくということもまた慣行上は妥当な措置であるやうなことで、実際は日本弁護士連合会のほうに適任者を適宜御推薦をいただくという手続をとっております。その二つの兼ね合いの関係からまいりまして複数を御推薦いただく、その複数名の中から最高裁判所が最も適当と認められる者を任命する、こういうふうになっておるものと承知いたしております。

○青柳委員 常勤的な仕事をやっていただくのが本来の目的であるということについて非常に長く説明がありましたけれども、複数がなければならぬという論拠が非常にあいまいなわけですね。他の非常勤のようなものなら単数でもかまわないけれども、常勤的なものだから複数でなければならぬ。そういういふと、推薦を依頼される場合に、いまあなたが説明されたやうなことは十二分に日本弁護士連合会のほうにその意は伝えてあるはずだと思ふのです。また推薦を受ける人本人も当然そのやうなことは承知の上で推薦を受けることを承諾していると思ふのです。複数にしてもらうたら、最適任者というのはいくらも説明からいうと、常勤的にやつてもらえるやうな人である

かないかを最高裁がまた独自の立場で判断する、弁護士会のほうでは十分そのことを踏まえて推薦をしてくるわけでありまして、それが単数であるやうな倍率であるやうな場合でも、倍率だから一人は専断的にやれるけれども、もう一人のほうはそんなことはできそうもないのを入れておくということではあり得ないはずですが、したがっていまの説明ですと、どうも納得がいきかねるわけですね。だから、せっかく日本弁護士連合会に推薦を依頼しておきながらその中から選ばなければならぬ、要するに単数では選びようがない、選ぶ余地を与えてもらわなければならないという積極的な根拠がまだ説明が十分だと考えられませんが、その点はどうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 これはいまも御説明申し上げましたやうに、職員を一般的に任命する原則に戻るわけでありまして、最高裁判所があらゆる観点から検討いたしまして研修所の教官として相当であると考えられる方を広く求めて、その中で任命するというのが原則でございます。しかし弁護士連合会等の御事情も考えまして、その中で一応日本弁護士連合会の御意見もお聞きするやうな意味において御推薦をいただいております。そういう意味でございまして、その御推薦は相当多数であつてしかるべきものと考へておるわけでございます。したがってその御推薦は相当多数であつてしかるべきものと考へておるわけでございます。しかしこれもまたあまり多くお出しただくということもいかがであらうかというふうにも考えられまして、結局さういふ考え方の調和点として必要な教員数の倍数の御推薦をいただくというやうなことが慣行的に行なわれてきたというふうに考へております。

○青柳委員 本来、常勤的なものを任命するといふことをやるのだから、そのたてまえからいへば全く委嘱するほうの側に自由裁量といひますか選挙の余地がたゞ残されておるやうに望ましいやうに言われますけれども、実は檢察教官というのがやはりあるのだそうですが、この檢察庁のほうから推薦するのは単数だといふやうに聞いておりますけれども、その点はどうか。

今後もあることです。それから、複数にしておくのか。単数でもいいということにするのか、こういう点でお互いにもう少し話し合ってみるというようなことは考えたことがあるかどうか。まずその点をお尋ねしたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者　日本弁護士連合会とは機会がありますごとけいろいろな問題についてあるいは会長あるいは事務総長とお話し合いをいたしております。で、司法研修所の弁護士教育と申しますのは、結局現在の法曹の要請に対する重要な職責をお持ちでございますので、できるだけりっぱな方においていただきたいというふうに考えておりますことは、これは最高裁判所といたしまして、また日本弁護士連合会といたしまして、も全く同様のことでございます。ただ問題はこれの選任の方法でございますが、日本弁護士連合会のほうにもいろいろの御事情はおありだらうかと思いますが、私どもの熱意といいますか、こういっただけを十分御了解いただきまして、これを

できてまいりましたいい慣行というものを維持していただくようにぜひ御努力をいただきたいというところで申し上げておるわけでございます。私どもも、現段階におきましてはまだ追加の御推薦をいただいておりませんけれども、遠からずそのような御推薦をいただけるのではないかとということで、強く期待をしてお待ちしている状況でございます。

○青柳委員　そういう一方的な希望的観測だけで、ものが進めばよろしいのでございますけれども、必ずしもそれほど問題は単純ではないと思われる状況でございます。なぜ単数推薦を主張されるかということの根拠は、もう十分主張される方々が、最高裁に対してその話を持っていくときに、述べておられると思いますけれども、最適任者を自信をもつて、また責任をもつて推薦する。ところが、そういう人たちでも、数回推薦してゐる裁判所のほうでは無視する。何かそこにえり好みの中基、準か何かあるのじゃないか。思想的なものとか、あるいは団体加入の問題とか、信条の問題

題、りっぱな経験を持ち、弁護教官としてまことにふさわしい人物であると思つて、しかも東京弁護士会の場合、五十人の人事委員会というところで公聴会まで開いて、最適任者をきめて、そして日弁連を通じて推薦していく、そういう慎重なやり方をしておつても、これを事実上何回出してもけつ飛ばされちゃう、こういうような事実からきまして、どうも自主性がじゅうりんされるような感じがする。念のため聞いておくというように程度、結局は責任を持った推薦を無視するという好ましくない状況だということに問題の所在があると思うのです。したがって、そういう選択まで最高裁にやられるというのはおかしいのじゃないか。弁護士が適任であるかどうかということとは最高裁よりも何よりもその推薦する会の人たちが一番よく知つておる。その法廷活動の状況から、経験から、能力から、学識、人柄、ものの考え方、あらゆる面から弁護教官として最適任者だと思つて出すのに、何回出しても採用されない、こういうようなのは明らかに最高裁のほうに偏向があるのじゃないかというふうな疑いを持たせると思ふんです。したがって、この点はよほど話し合われないと解決はむずかしいのじゃないかと思うので、昭和四十年ごろから発足したといわれている裁判所弁護士会連絡協議会という制度、これは大抵裁判所側から二十名以内ですか、日弁連のほうから二十名以内で構成し、毎月一回を原則として開くという内容になつていっているようでありますが、こういうものを現在活用するという考え方はないでしょうか。

○田宮最高裁判所長官代理者 ただいま青柳先生御指摘のように、昭和四十年ごろから裁判所と弁護士会の間に連絡協議会が持たれておつたのはそのとおりでございます。そこではいろいろ当面する司法上の問題について協議がなされておりました。またまた裁判所法の改正によりまして、簡易裁判所の管轄を変更する改正というふうなことで、それは当該協議会で協議すべきものであったかどうかはよくわかりませんが、いずれに

しても、それをきつかけといたしまして、現在一時中断しておる状況でございます。その後、それと多少関係はございますが、むしろ法務省も入れて、裁判所と法務省と日弁連の三者で協議会というものを設けたらどうかというふうなお話がありまして、現在三者協議会というものをつくるべきかどうかということについて、各関係のところと協議中でございます。そういう関係もございまして、実は一度中断しております以前の連絡協議会もこの際復活させるかどうかということも、あわせて目下検討中でございます。そういうふうな段階でございますので、そうした機関においてただいま御指摘のような点に対して協議の議題とするかどうかということも、これも将来あわせて検討するべき問題だろうと思ひます。

○青柳委員 中断をさせてしまったという原因がどこにあるかはよくわかりませんが、大体この三者の連絡協議会というのは、例の簡易裁判所判事、特任検事を弁護士資格を与えるか与えないかというふうな問題とか、簡易裁判所事務管轄の拡張問題とかいふ例の大問題のときに、司法協議会に参加しないというふうな決議が日弁連で行なわれたわけでありましたけれども、そのあとに、この裁判所弁護士会連絡協議会というのが実際上十数回にわたつて開かれていっているようでありまして、それがそのまま中断されてしまった根拠というのはよくわかりません。三者でやらなくとも、とにかくいまのような問題も含めまして、あるいは参与判事補制の問題についても、弁護士会は、一般的にどの弁護士会でも賛成はしております。ああいう問題につきましても裁判所と弁護士会とが意思の疎通をはかるという、そういう機関としてこれを活用することは非常に望ましいことではないかと思ふのですけれども、この点もつと積極的にこれを考えていく、つまり、三者協議会を復活させるのかなんとかいふことは、それもちろん考える必要はあるでしょうけれども、それは切り離して、裁判所と弁護士会との連絡協議会というものはひんぱんに行なうことがこれからの

司法の運営を民主的にやっていく上で非常に望ましいことではないかと思ふのですが、もう一ぺんその点をお尋ねしたいと思います。

○田宮最高裁判所長官代理者 三者協議会を設けるかどうかということは、実は裁判所法のこの前の改正の際に附帯決議で、今後司法上の問題については三者間でよく協議をするようにというふうな決議もございまして、それにのつとつて三者間で協議をするということ、三者協議会を発足させようではないかということ、現在その検討をしまひつておりますので、ただいま御指摘の点等も合わせて、三者協議会をどういふふうに行なうかということ、そしてそこで意思統一をはかるというふうな考え方は持つておられますか。

○青柳委員 事務総長でもある矢口さんでもいいんですけれども、いまの弁護教官の問題がややデッドロックに乗り上げた感じがするので、これを一つの契機に、裁判所弁護士会連絡協議会という制度を復活するといふ、そしてそこで意思統一をはかるというふうな考え方は持つておられますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 裁判所と弁護士会との間は、あらゆる問題につきましても意思疎通をしないか、あるいはならぬという御指摘は、私はそのとおり非常にごもっともな御意見というふうな思つております。そういう意味におきまして、この三者協議会というものができただけ早く軌道に乗るといふことを心から期待しております。ただ、いま御指摘の弁護教官の推薦問題等につきまして、それに先立って連絡協議会をやつてみてはどうかという御指摘の点でございますが、そういうことになりましたら、実はこれはやはり弁護教官の任命という、人事に関する問題になつてまいりますので、はたしてそういうところで検討することが適当であらうかどうかという問題もないわけではないというふうに思つております。もちろん個別の人事をやるわけではありませんが、制度を検討するということでありまして、意見の一致を見

ことができれば幸いです。早急に弁護教官の交代を実現しなければいけないという時期も迫つておりますが、この問題に限りません。時期や日弁連の関係当局とさらに密接な御連絡を申し上げて、これまでの慣行どおり実現させていただきたい。その問題につきましても、そのように考えております。

○青柳委員 もう終わりにいたしますけれども、この複数推薦というか、倍數推薦というか、こういう推薦の方式をいつまでも固執するということがはたして妥当であるかどうかは大いに再検討を要する問題だと思ひます。今度の場合、これからの推移がどうなるか、われわれも大いに注目せざるを得ないわけでありまして、いやしくも司法修習制度を在野法曹の協力のもとによりよきものにしていこうという姿勢をとる限りは、弁護教官の推薦問題ひとつとってももともと前向きに問題を解決する、つまり弁護士会の意のあるところを尊重する、そういう態度が必要だと思ふのです。あくまでも、何かきめた方針は絶対に直さないというふうなたくな態度をとるべきではないと私は考えます。だから具体的に言うならば、推薦された人がどうも好ましくない者が入つておる、だから場合によつたら全部けつ飛ばすということだつて出てくる場合があるかもしれない。そういうふうなことであつてはおかしいので、何か事前に打ち合わせをするということだつてまた一つの方法として考えられるのじゃないか。内示を受けて、そして相談をするということだつてあり得るわけで、これは妥協というか、推薦した者は必ず探るんだということでは、場合によると裁判所はもう何らの自主性が、今度逆になつてくる。制度的におかしいのだということもあるかもしれないので、事前の意思統一というものは必ず必要なものだと思います。それを複数で出したからといって、必ずそれで満足のいくようなことにならうかということとは本来保証はされないので、先ほど、検察庁の場合は単数だけ

れども、その場合に官庁同士だから相当打ち合わせをやったというふうなお話がありました。もしそういうことが弁護士会との間で可能であるならば、そうやって別に問題はないのじゃないかというふうにも私、第三者的な考え方としては考えられるわけです。その辺のところをよく話し合うということがまず出発点だろーと思ひます。私は最高裁が今度の問題を契機に、複数出してくれといひて、何か、裏のほうであの人物以外ならだれでもいいんだというふうな形でなしに、要するに最も適当と考えられる方法を検討されることを望んでこの質疑は終わりにいたします。

○中垣委員長 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 最初にちよつと法務大臣にお聞きをして、それから法案の関係で最高裁当局にお聞きをしたい、こう思ひます。

いま俗にいう買い占め防止法というののききのう閣議決定をしたと伝えられているわけなのですが、最初物価統制令でやるとかやらないとかいいう話が伝えられておたつたわけですね。物価統制令というのは昭和二十一年の勅令で、その後二十七年に例の法律に変わってきたわけですが、変わってきたというか、法律としての効力を持っているわけですが、終戦時の混乱に、終戦後の事態に対処して物価の安定を確保するというのが法律の目的になっているわけですね。それをいままで、いままに物価統制令というものを廃止しないのはどういふわけでございますか。もう終戦時じゃないのだから廃止していいのじゃないですか。時限立法みたいなものじゃないんですか。どうして廃止しないんですか。

○田中(伊)國務大臣 物価統制令と申しますけれども、内容はなかなか現在の経済情勢下においても適用を必要とする重大事項が規定されております。物価統制令自体を現在物価統制として適用しておりますのはおろ、公衆浴場ただ一つとなっております。それ以外はみなはずれておる。そういうことと申しますけれども、まず第一どういふ点が重要かと申しますと、不当にという表現でござい

ますが、不当に高い価格でものを売って、そうして暴利をむさぼった場合、これは物価統制令に触れるのでございます。いま一番大事なところでございます。

それからさらに、昨今問題になっております買い占め、売り惜しみ、こういうことによつて物価をつり上げるような結果になった場合、これも所固取り締まる、これもたまたま昨今重要な問題でございませう。

でありますから、法律ができました昭和二十一年には、先生のおことばのとおり終戦後の経済混乱というものに処して物価安定のためにつづいた法律であることは間違いないのでございませうが、そういう重要な意味も含まれておりますので、そこで、昭和二十七年であつたと記憶をいたしますが、当時の法律第八十八号、これも番号はさうだと思ひますが、八十八号によりまして、これは天皇の勅令ではあるけれども、法律としての効力を付与するというのを国会で御議決をいたさきまして、二十七年以来今日に及んでおる。こういうものでございませうから、古いもので、制定当時の目的はまさにおことばのようなことであります。今日なお大事な任務を持っておる法律である、こういうこととございませうので、このたびの売り惜しみ、買い占め等につきましても、悪質のものについては断固適用がございませう、こういうたてまえで、生きておる法律でございませう。

○稲葉(誠)委員 物価統制令の十四条ですね、「買占・売惜みの禁止」があつて罰則が三十五条ですね、「五年以下ノ懲役」五万円以下ノ罰金です。すな、五年以下ノ懲役。そうすると、いまお聞きしていただきますと、今度の買い占めについても、不当に経済秩序を混乱させるとか、そういうふうなものについては物価統制令を發動する余地はある、こういうふうにお聞きしてよろしいですか。

○田中(伊)國務大臣 おことばのとおりでございませう。

○稲葉(誠)委員 今度の防止法は、これはここで論議すべきことではございませうから、法案出て

いるわけではありませうからあれですが、そうすると買い占めの規定が十四条にあるわけですから、それを場合によつては發動といひますか、すな、そういうことになってくれば、特段のそれ以外の法律をつくらなくてもいいのじゃないかという気がするのです。今度の場合は業務報告を求め、あつては立ち入り検査をする。それに対する拒否に對しては、罰則は懲役一年以下とか何と、内容は変わつてきておるようですが、物統令との関係はどうなのですか。物統令よりも、そこまではないものをやるというわけですか。この特別法みたいな考え方になるわけですか。

○田中(伊)國務大臣 どうも売り惜しみ、買い占めがあるようだ、こういう情勢が来ますというところ、今度の法律によつて経済企画庁に物価調査官と調査をする。ところが調査を拒否する、それから調査のじゃまをする、調査に応じないような態度も予想されるわけとございませう。それから報告を求めましても報告を拒否する、報告に応じない。報告をいたしたとしても虚偽の報告をする、こういうことが起こり得る。そういうことを想定いたしまして、そういう場合には懲役一年以下に処する。それから罰金十万円というところになっておる。それからそういうことがなかつたといひます。あればそういうふうな適用する。なかつたとする。そういうじゃまをするようなことがなかつた。素直に応じなかつたといひます。やはり売り惜しみに、買い占めが現実にあるではないかといひます。買ったときには、これは放出をしないかといひます。出したときには、これは放出をしないかといひます。放出の勧告をする。勧告に応じなかつた場合の罰則はございませうが、もう天下の商社が政府から売り惜しみ、買い占めをやつておつたのだ、放出の勧告を受けたなどといふことと自身が大きな社会罰であるといふことで、これには特に罰則はつけておらぬのでございませう。そういうふうな調査をいたしまする手続上起こりました、いわば調査、報告、勧告に關して適用するものがこの法律。買い占め自体、売り惜しみ自体というものについては

この法律は関係ない。関係なくて物統令がびしやり適用され、その物統令の罰則が適用される、こういう関係でございませう。

○稲葉(誠)委員 そうすると買い占めについては、情状によつて違ふかもしれないけれども、ものによつてはなお物価統制令を適用して取り締まり、処罰をするといふことも当然考えられるし、そういう方向で進むといふふうに承つてよろしいわけですか。

○田中(伊)國務大臣 もう少し強く考えておりました、そういう調査をいたしますと悪質であるかないかがわかります。そこで悪質なものに關しては物統令を適用して嚴重に処罰をする。こういう方針でいきたいと思つております。

○稲葉(誠)委員 その物統令にも、二十六条の「質問又は報告の徴取」その権利といふか条項もあるし、「物価秩序ノ保持ニ当ル者」の身分についても公務に従事する者とみなされるというふうな条文があるわけですね。そういうふうなことを考えると、特に業務報告、立ち入り検査も含まれて、当然物統令の中でやれるのではないかと考えられるのです。ただその場合の罰則が今度の法案との関係で見ると、何か罰金が低いように考えられるのですけれども、いづれにいたしましてもそれはそれで、だから悪質な商社の買い占めについては、いま大臣が言つたようにやるべきものはきちんとして、そしてみせしめといふことは悪いかもしれませんが、びしつとすることをはっきりさせていたただけで――法案のほうに入りましますからきよの質問じゃありませんが、その程度でいいと思つておるのです、その点はびしつとやつていただけるわけですか。

○田中(伊)國務大臣 今度の法律が新しくできましたので、その新しい法律だけにみな着目しております。そうすると売り惜しみ、買い占めやつても一年以下だといふふうな実感が出てきておりますので、これがたいへんおそろしい。そんな軽いものではない。調査、勧告に従わざる場合の法律であつて、売り惜しみそのもの、買い占め

そのものにつきましてはおそろしい物統令というものがあるわけでございますから、これを断固適用する、厳重処罰をするのだ、これはやり切るつもりでございます。

○稲葉(誠)委員 最高裁にお聞きするわけですが、裁判官の希望者が近來非常に減ってきておるわけですね。そういうふうなことの原因——実は私、前に横田正俊さんが長官のときにお会いしているお話ししたときに、ことは裁判官の希望者が百人近くだったというので非常に喜んでおられて、私に話をされたのを覚えておるわけですね。検察官の希望者というのは大体四十七人、四十七士というのか、四十七士までいけば大体いいというふうなところで、その倍くらいは裁判官の希望者があってほしいというふうなことを常識的に言われているわけですが、その希望者が近來非常に減ってきているわけですね。減ってきている一つの理由にいわゆる再任の問題がある。今度も十五期の裁判官七十何名の再任の問題が七日に最高裁の裁判官会議であった。実は私も七日にあることはお聞きしておったのですが、大体一時間かそこら辺のところ、一時間という時間はあれかもしれませんが、たいてい時間もかからないで全員が今度の場合はフリーパスというのですか、完全にパスするというか、そういうふうにお聞きをしておいたわけですね。ところがそれが二時半から約三時間ぐらいわれたようですね。結論が出なくて十四日の最高裁の裁判官会議にまで延びたというか、そのことを聞いたあたりは新聞紙上で見たときに、一常識的な疑問に思うのは、どうも裁判官の希望者、再任希望者一人一人について、最高裁の事務当局が裁判官会議で説明をしているようにとれるわけですね。もちろん総論的な説明もあるでしょうが、そうじゃなくて裁判官一人一人について、この裁判官はこういう資料があるとかというふうなことで聞いているようにとれるのですが、差しつかえない範囲でいいますか、その七日の最高裁の裁判官会議での事務総局の説明というか、出した資料というか、それがま

たどうして七日で結論が出なかったのかとか、そういうふうな点についてまずお聞かせを願って、それから質問を続けていきたい、こういうふうな考えです。

○矢口最高裁判所長官代理者 裁判官会議の内容でございますので、詳細申し上げることはお許しをいただきたいと考えております。

私ども、裁判官の再任問題については、やはり重要な問題でございますので慎重に御審議をいただくというのをたてまえといたしておるわけでございます。今度大量再任の問題として出てまゐっておりますのは、五期の裁判官、すなわち二十年過ぎまして次の三十年目に入ろうとする五期の裁判官、それから、十年を過ぎていわゆる五期に任命資格を取得する十五期の裁判官とございまして。対象となりました人数は、合計で百二十名に及んでおるわけでありまして。そういう方につきましては資料を整えまして裁判官会議に御提出し、その資料に基づきまして御説明を申し上げ、資料に対する御質疑をいただき、その上で御意見の交換をいただくということになりますと、ちょっと一回の会議ではなかなか終了するというわけにはまいりません。始めるにあたりまして大体二回の会議を御予定いただいて始めたような次第でございます。詳細は別といたしまして、会議体として慎重に御審議を、——そのほかにも議案がございましてからかなり時間もかかりましたので御進行をいただいたというのが実態でございます。

○稲葉(誠)委員 そうするとその会議は七日で全部終わらなくて十四日に延びたというのは予定のことであって、そのことによって別段その中から問題になった人があるというふうにはとれない。なかなか答え方むずかしいと思うのだけれども、そういうのを誘導尋問というのかどうかかわらないけれども、そういうふうにとつてよろしいですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 七日で終わりましたんで次回に続行になったということ自体は、特に稲葉委員御質問の問題と直接の関係はない、この

ように申し上げ得るのではないかと思います。

○稲葉(誠)委員 そこで、私は問題にしなければならぬというのは、事務総局が最高裁の裁判官会議に出す資料です。これが私は問題だと、こう思うのです。まずその資料というのが、何と何と何だったかというのを私のほうからお聞きをしても、それは答えられない筋合いのものであらうと思う。これは私もわかるので、そのことを無理に私のほうから聞くつもりはございませんが、まずその資料を最高裁がどうやって集めるのかということですね。それが私は問題だと思ふ。それでないとなんかただ資料を出したと言ったってわかんないですね。だんだん答えていくうちに核心に触れるかもわかりませんが、どうやって資料を集めるのですか。資料の中心は別ですよ。どうやって資料を集めるのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 一般的な人事関係の資料というものは私どもの手元にあるわけでございます。そういうものを整理して提出するということも当然考えられるわけでございます。また、再任等にあたりまして、現地の所長、長官から、それぞれ御意見をお聞きするということもございまして。そういうものも当然資料になり得るのではなからうかというふうな考えでございます。

○稲葉(誠)委員 何か個々の裁判官の考課調査というのですか、個人個人の裁判官についてのこまかい項目を書いた何か調査というふうなものがある、たとえばその人の事務処理能力だとか、あととかという、いろいろな事項が何項目もあって、そしてそれが記載される。一つの何というのですか、一つのカードというのですか、考課書というのですかね。そういうふうなものができておる、こういうことを聞くのです。昭和三十一年ごろから実施されておって、その中身というのは、執務能力としての問題、事件処理の能力、それは内容は正確性、速度、法廷処理、法廷処理というのはちょっとおかしいと思うのですけれども、指導能力、法律知識、裁判官で法律知識がないというのも困ると思うのですが、それから教養、項目が

幾つもあって、等級が幾つもあるのだそうですね。そういうふうなものがあるのとできていっているのが最高裁にあって、それに基づいて評定が行なわれているということをお聞きする人もあります。

これは大阪弁護士会から出た「司法制度改革の国民的構想」というのに出てくるのですが、これは今度の「法律時報」にも全部は出ていませんが、一部出たようですね。そういうふうな考課調査というふうなものが三十一年から実施されているということは事実なんですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 考課調査ということなんですが、いろいろと、転勤とかそんな、民事をおやりいただくか、刑事をおやりいただくか、高裁をおやりいただくか、地裁をおやりいただくか、家裁をおやりいただくかというように、やはりこれは御意見を承らなければいけないわけでございます。そういう御意見を所長、長官等の御意見を承るにつまして、どういった点を目安に御意見を承るかといったようなこと、稲葉委員御指摘のような観点というものを考えまして、そういう観点から御意見を承ってはどうであるかということこれはこれまでも行なわれてきておるところでございます。それが三十一年でございましたが、三十二年でございましたが、正確に記憶はいたしてありませんが、そのころから徐々にそういう形態をとって御意見を適宜承っておるということでございます。

○稲葉(誠)委員 御意見を承るといっても、おそらく所長や、高裁の場合は高裁の長官などの意見を承るのだと思うのですが、どういふ点について意見を聞くようになっていくのですか。事件の処理能力というものも入ってきているわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 事件をどの程度に処理なさる能力があるかということとは、ある意味では最終的な問題であるのかもしれないが、そういう点ももちろん問題になるところであらうと思ひます。

○稻葉(誠)委員　そうすると、所長がどうしてそういうようなことがわかるのですかね。それがまず第一点ですよ。

それから第二点は、正確性とか速度とか、法廷処理というのはよくわかりませんが、いずれにしても、その中で一体どれに一番ウエートを置くのですか。ただ速いことにウエートを置くのですか。速いことにウエートを置くなら、やれなではないですよ。やり方はあるかわからぬけ

れども、とうも最高裁のいまのいき方は、いろんな統計をとっていますね。あとで聞きますけれども、各地裁や家裁からいろんな統計をとっているわけですね。そのおもな統計というのは、新しい事件が何カ月以内に終結したとか判決したとかかそういうような統計で、とにかく速くやらなければ

ればならない、速くやらなければならぬということ、第一線の裁判官がそのほうに力を注がれている、こういうふうにとれるわけですけれども、まあそれはそれだけじゃないと思うのですけれども、いまはどこにウエートを置いているのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 これは御承知のように、裁判は国民の権利義務に非常に重大な影響を及ぼすものでございます。速ければ速いほどいいというようなものでないことは当然でございます。適確なものであって、しかも速いということですから、その迅速、適確ということの要請が相矛盾し

なから常に問題になっておるということは、稲葉委員もすでに御案内のとおりであります。決して早ければいいというようなことで申し上げてゐるわけのものではないと思います。したがうして、そういう観点からのお尋ねでございますれば、私どもは、やはり正確性と申しますか適確な判断と

○稲葉誠委員　いまの法廷処理ということばが、正しいかどうかは別として、その中に裁判官の訴松指揮のやり方がいかに悪いかとか、そういう上といったところが当然中心になってくることであるというふうに考えております。

うな点まで高裁長官なり所長からの報告の中にあって、その点も含めて試験調書というやうなものができているのではないですか。訴訟指揮のことを問題にして記載しているというところは悪いが、それが中に入っている、裁判官の勤務評定というところばいいか悪いかは別として、それが行なわれているのではないですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 訴訟指揮というところが直接問題になってくる、問題にされるというものでないかと私は考えております。

○稲葉誠委員 いろんな法廷での指揮、これは裁判長の権限ですけれども、たとえば公安事件あるいは労働事件という、そういうふうな事件のときの訴訟の指揮がどういうふうであったというところについては、一々各下級審から最高裁に報告がいつているのじゃないですか。どうもその話を聞くのですが、はなはだしいところになる、あるいは私の言うのが間違ひであれば非常にいいのですけれども、刑事の首席書記官というのがいますね。刑事の首席書記官というのは、その裁判所のはえ抜きの人ではなくて、大体東京から東京から、一年か二年ぐらいの予定で各地裁のほうへ行っていただく方法で、その刑事の首席書記官から逆探知みたいな方法で、裁判官の訴訟指揮がどうであったかというところの何か報告がいつているんだという説があるのです。私は、これは間違ひだ、そんなことはないと思うのですが、まさか所長を通さずに直接いくというのにも変だと思えますけれども、そういうことを盛んに言う人がいるんだ。それは別として、とにかく法廷における公安事件や労働事件、こういうふうなもの訴訟指揮のやり方がうまいとかまずいとか、こういうことについての、所長なり高裁長官からの報告が最高裁にいつているのかどうかということ、いつてなくとも、裁判官の勤務評定というのか、そういうやうなときに、それが参考になるのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 あるいはそういう観点からのお尋ねではなからうかと、先ほど来

思っておたわけでございます。そういうことでございませうれば、それは全然関係がないことではないかと思ひます。

○稲葉誠委員 その点またあとからお聞きしたいと思ひます。

そこで、十四日に結論が出るという再任の問題、これは法律的な議論としては、いままで何回となく戦わされておるようですが、これは平行線というか意見が合わないわけですが、それをまた煮し返しても時間がたつただけだと思うのですけれども、結論的に聞きたいのは、この再任の問題については、最高裁の全くの自由裁量なのかということですか。まず、その点だけを最初にお聞きしたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 理論的にはお尋ねのとおりだと考えております。しかし実際の運用といたしましては、十分その辺を勘案いたしまして、キャリア的な運用がなされておる、このように御了解いただきたいと思ひます。

○稲葉誠委員 理論的に全くの自由裁量ということになれば、当然それに対する不服の申し立てということが法律的には認められないわけですね。そう承つてよろしいでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおりに考えております。

○稲葉誠委員 非常に重要なことだと思ひますが、そうすると、修習生が判事補を希望するときに、再任の問題が一番大きい関心事であるのかと思ひますが、十年たった後の再任というのは全くの自由裁量なんだ、それからはずれたならば、もう異議の申し立ても不服の申し立ても何もないんだ、簡単にいえば切り捨てごめん、こういうふうなことを修習生に説明するのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 この問題は、一昔前はそういう点の皆さんの御認識が十分でないという面もあったらうかと思ひますが、一昨年末でございまして非常に問題になりました、現在では、私もそういう考えを持っておられるということは、修習生諸君も十分了解しておられますの

で、特にその点については私どものほうから説明をするということはいたしておりません。ただ、質問でもございませうれば、当然稲葉委員にお答えしたやうなことを御説明することになるかと思ひます。

○稲葉誠委員 いまの最高裁の考え方からいけば、十年つとめてきて再任をさせない、それは理論的に、全くの自由裁量によるから、それに対する不服の申し立ても異議の申し立ても全然できない。ぼくは全く反対ですけれども、そういうものは、憲法が裁判官に要求しているというのか、あるいは憲法の精神に合致するというふうにか考へるのですか。これはぼくは問題だと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 憲法の八十条でございまして、新しい憲法が裁判所に非常な重要な使命を与えまして、成り立ての裁判官でも違憲立法審査ができるというやうな重要な権限を与えたわけでございます。そういうこと、しかも裁判官の在職中には身分の保障があるということ、そういうことを考へまして、やはりバランスをとる上において十年の任期制というものを付けておる。その任期というものは、一般にいわれます任期と全く同様のものである。十年たてば当然それで終了するものである。ただ再任されることでございまして、やがては憲法の解釈として当然出てくる解釈ではなからうかと考へておるわけでございます。

○稲葉誠委員 ほんとうなら、もう一つここでこういう質問が出てくるわけですね。憲法の解釈論はそれでいい、わかった。だけれども、人権を尊重する日本の憲法の精神からいって、それは一体どうなのかというこの質問が出てくるわけですね。だけれども、そこまですると答えが非常にむずかしくなってくるでしょうから、やめますけれども、それはちょっと私は納得できないですね。形式的には確かにそうかも知れませんが、私も、いま言ったやうなことがずっと修習生に流され、それから現地の裁判官に流されれば、裁判官

の志望者というものはどんどん減ってくるのではないですか。

そこで、今度の場合に、修習生から裁判官を希望する者がいまい何人いるのですか。そのときによつて違いますからわかりませんが、いま六十何名というやうに聞いたわけですが、そうすると、たとえば希望者が百名なら百名にふえる、あるいは八十名にふえた、こういう場合にでも判事補に採用する人はびしっときまつてゐるのですか。そこはどうか。人数がそこまでびしっときまつてゐてそれは動かせないものなのか、あるいは判事補の希望者がふえてくれば判事補になる人数がふえてきていいのか。そこら辺のところ、定員法との関連はどういうふうになっているのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 これは今回御審議いたしております定員法の御質疑の冒頭に大竹委員の御質問についてお答えしたかと思ひます。が、私どもの補充計画をお考へいただきましますとわかりただけでございます。

判事は、十五期が判事補から今度春に判事になりますので、そういうところで大体定員を満たすというふうになっております。それから判事補も大体六十数名という採用をいたしますと、これで定員を満たすことになるわけでございます。簡易裁判所の判事が、春以降に採用を予定しております。選考による任用というものが五十名ほどあるわけでございます。もし判事補の希望者が多数出てまいりませうれば、現在判事補本務でありますものを簡易裁判所判事本務に任命を切りかえることによりましてそこにあきが出てまいりますので、極端な言い方をいたしますと、六十数名の上五十名までの希望者である限りは採用することができるといふことになるわけでございます。しかし、これがたとえば五百五十名というやうになつてまいりますと現在の定員では採用不可能になつてまいりますけれども、実際の問題といたしましてあと十数名や二十数名希望者がかりにふえましても、定員の本務、兼務の切りかえを行なうこと

によりまして判事補の採用は全員について可能であるというふうなことは考えております。

○稲葉(誠)委員 そうするとぎりぎり何名くらいまではどうと思えばとれるわけなんですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 大ざっぱな数字でございまして、二名の差は出てまいりますが、思います、百名までならば、いい方であれば全員採用ということでございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、いい方であれば言うのだけれども、それはいい方でない者をとるわけにいかないけれども、いい方というのはどういうのをいい方というのか、そこがまた問題になってくるわけですよ。答えによって次から次へと質問が出てくるわけ、これはしょうがない。どういうのをいい方というのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 判事補としてふさ

わしい方ということでございます。

○稲葉(誠)委員 有名な話があるわけですよ。御存じだと思ふのですけれども、京都大学の滝川博士が言ったことばですけれども、なぜ勾留を継続するのかわからない質問が出たときに、勾留をする必要があるから勾留する、これじゃ、全然答えにならないわけですよ。内容は全然ないわけですよ。滝川さんはいつか笑っておられたのですけれども、それはそれとして、判事補にふさわしい人ということになるのだけれども、そこで問題になってくるのは、ほくらの聞く範囲では、二回試験がまん中以下では判事補としていい人じゃないというふうにお聞きしてよろしいですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 そうはつきりと二回試験が半分以下ではというふうにも実際問題として判り切れないのではなからうかと考えますが、ただこれは、釈迦に説法でございますけれども、口頭試験のむずかしい試験を受けて二年間修習をされておる方でございますから、大部分の方が判事補としてふさわしい方であらうかと思ひます。しかし実際問題としまして、私どもが成績とか何とか申し上げるのには、何も二回試験の筆記とか口述というあの試験だけで判定してお

るのではございませんで、修習期間全部を通じてふさわしいかどうかということでございまして。そうしますと、そこには今後の非常に伸びる資質でございまして、そこは今後の非常に伸びる資質でございまして、いまが頂点の方がかりにいい成績でくる。いまよりいまは下から三分の一くらいでも今後伸びる素質のある方、そういうことが判定できましますならばこれはいい方である。それは御指摘のようになかなかわかるものではございませんで、ししますと、元来いい方でありまして、そういう方の中でまん中辺以上の評価を受けておる方であれば大体申し分ないのではなからうか、一つの目安的なものに相なるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこでただ、そのラインがあまりこまかく聞くのはあれですけれども、多少上がった下があったりしておるので、多くとるためにラインを下げたというふうな話も聞くのですけれども、それはそれとして、あなたの方の内部のことにもあまり立ち入るものなんですから聞かまさんけれども、判事補になるときに、率直な話、A、B、Cという三つのランクづけをするのだというのを聞くわけですよ。Aの一番上のほうが最高裁判所総局に入るわけだ。一番いいのが人事局長になるという話も聞くのだけれども、いまの話は冗談ですから、取り消してもいいし、取り消さなくともいいというのだったら取り消さなくてもいいけれども、それはそれとしてA、B、Cのランクづけをする。そこで判事補から何か承諾書みたいなものを取るでしよう。直接ランクづけとは関係ないかもしれぬけれども、承諾書じゃないのか、何を取るのか。判事補の任地が三年ごとに変わるでしよう。だから三年ごとに変わるというの、そのときにはどんなふうにしてやるのかということが一つ、それからなぜそういうふうなことをするのですか。あれは十年の任期のうち

にどういうふうに分けるのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 実は裁判所法がございまして、その間にいま御指摘のような異動

をやるということまで組織的にはやっていなかっただのでございまして。しかし、三十年の少し前ごろからでございまして、皆さん大都會を希望される、ことに東京とか大阪とかいうのは希望者が非常に多いわけでございます。そのままだしてありますと一たん東京、大阪に入つた方はそれでいいのでございまして、いなかの小さいところ等へ行かれた方は、都會があきまませんためにいつまでたつても大都會であるいは中都會においでになれないということになりまして、満足しておる人は大いに満足し過ぎるし、任地について不満をお持ちの方は、その不満がいつ解消されるかわからないというふうな状態が出てまいります。そのことが一つ、それからもう一つは、実際問題といたしまして、大きなところで、事件にいろいろバラエティーがあるようなところで御修業をなさる方の方々が修業の機会にも恵まれておるということでございます。任地のために本来伸びる素質のある方が足踏みをさせられるということもお気の毒でございまして。そういうことがございまして、これは十分皆さんの御意見もお聞きしまして、これは二十八年か九年であつたかと思ひますが、三年ごとと原則として修業期間と申しますが、判事補の間であります、判事補の間は異動してもよろしくとしようじゃないか、これは最高裁判所人事当局のためということよりも、むしろお互いに仲間うちのためにそういうふうな大きなところで勤務した人は比較的小さいところで勤務するといふようなことで、交代してもらおうじゃないかというふうなことを呼びかけまして、皆さんの御賛同を得まして実施いたしましたものが現在行なわれておる三年ごとと異動ということでございます。

○稲葉(誠)委員 この案当初ではそういうこととございまして、三年ごとに十年間異動ということになりますと、大体三回の異動がでますので、その三回の異動は公平に行なおうとすれば、非常に大きいところ、中ぐらゐのところ、それから比較的小さいところ、甲号支部とか乙号支部、これをA、B、Cと俗に言ひまして、そのA、B、Cをそれ

ぞれ十年間のうちに経験してもらふような原則でひとつやっていたらどうではないか。そして十年たつて判事に任命されますときは、これはまた別途の問題でございまして、判事補十年間の実績を踏まえて判事にふさわしい任地に行つていただくというところで、実はこのA、B、Cによる三年間の異動というのは判事になってからまで考えておつたものではないわけでございます。しかし実際にこれを実施したてでございます、判事補の間は三年ごとに異動するが、判事になればもう絶対異動しないということになりますと、また先ほど申し上げました判事補についての問題と同じような問題が起つてまいります。現在のところ、いろいろ一部にいつまで動かすんだという御不満も実はあるものでございまして、大体十五年前後くらいまでの間は判事補の場合の延長的な意味において異動の地ならしをしていただきたまはして、十五、六年を過ぎたところでそれぞれの地に定着していただくような方針で異動を行なつておるというのが実情でございます。したがひまして、判事補に任命されますときにはよくそういうことが行き渡つておりますので、特に三年たつたら必ずおまえはどこどこへ行け、たとえば東京に最初に初任で来た人におまえ、三年たつたら小さな乙号支部に行くことを承諾しろといつて、では承諾します、承諾書を出さないというふうなことはいたしておりません。ぜんぜんいたしておりませんが、もう皆さんこれはよくわかつておりますので、三年たつたときに異動を交渉いたしますと、全員の方が快く異動していただけるというのが実情でございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、判事補並びに判事には転地の自由、昔ありましたが、いまでもあるのか、どうなっているんですか、それは。

○矢口最高裁判所長官代理者 もちろん判事補にいたしていても、判事は当然でございますが、転地の保証はございまして、したがひまして、どうしてもいやだとおっしゃる限りにおいては、これは動かすことのできないものであることは当然でござい

ございます。いまの方針と申しますのは、これは先ほど申し上げましたように、全員の方にそういう方針を御了承いただいて、これに基づいてできるだけ公平に異動を行なうということでそれぞれの方がそういう趣旨を了承していただいて異動を御承諾いただいておりますというわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、判事補で任地が変わるといふときに、それを断るといふふうなことになる、それが再任拒否のときの一つのマイナス点というか、そういうふうなものになってくることも考えられるわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 具体的にはいろいろの方がございまして、お断りになる方もないわけではございませんが、御事情もつともだということであればもうそれまでのものでござい

ます。

○稲葉(誠)委員 時間の関係で最後にしますけれども、まだ判事補の問題ないし書記官の問題その他予算の問題などあるのですが、一つお聞きしておきたいのは、ある新聞に出ておったことなんです。たとえば七日の再任をめぐる裁判官会議に、事務総局が出した資料の中に、各判事補の個別的な——いろいろのことがあると思うのですが、その中にAならAという判事補はこういう裁判をした、Bという判事補はこういう裁判をした、こういうふうなことが資料として出されておるといふことが伝えられておるわけですね。そういうふうなことがあるのですか。たとえば、ぼくらの聞いている範囲でも、この判事補はこういう裁判のときに関与した、大体判事補だから合議体でやったのでしょけれども、そう伝えられている、その点はどうなんですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 正面からのお答えになるかどうかわかりませんが、昨年の春の十四期の再任問題のときに、私、新聞記者からの質問がございまして、審議の中で判事補が出した個々の判決の内容の当否が問題にされることはなかったという趣旨のことを述べております。これは当時の新聞にも載っておりますわけでございます。これ

でお答えになりますかどうかいかなものでしょうか。

○稲葉(誠)委員 十四日に継続して最高裁の裁判官会議をやられるということですから、これ以上立ち入ったことをお聞きするのは私としてもやめますが、やはり修習生、それから第一線で裁判をやっている裁判官、これらの人の中ではあたりまえのことですけれども、再任の問題には非常に強い関心を持っておられるわけです。だから十四日の裁判官会議では、ここに出ておられる方がやられるわけではないのです。それだけの権限は皆さんにはないわけだと思いますが、いずれにいたしましても、全員がパスするように、それでないと非常に大きな混乱が起きるし、それから不安というか、それが巻き起こってくることもありますし、司法権の独立、いろいろな問題に関連してまいりますので、当然のことだと思っておりますが、全員がパスするように私たちは希望して、時間も来ましたので、私のきょうの質問を終わります。

○中垣委員長 次回は、来たる十三日火曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会